

## 議会議案第一号

輪島市及び鳳珠郡門前町の合併に伴う石川県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成十八年二月一日から輪島市及び鳳珠郡門前町を廃し、その区域をもって輪島市を置くことに伴う輪島市及び鳳珠郡の区域に係る石川県議会議員の選挙区は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第十五条第一項の規定により、同日から次の一般選挙により選挙される石川県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

### 附 則

この条例は、平成十八年二月一日から施行する。

議会議案第2号

地方交付税の総額確保と制度堅持に関する意見書

昨年11月に政府・与党が合意した「三位一体の改革について」の中では、平成18年度も「地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する」としている。

一方、財務省は、地方交付税の財源保障機能を縮小し、総額を抑制すべきとの主張を引き続き行っている。

言うまでもなく、地方交付税は「国が地方に代わって徴収する地方税」としての性格を有する地方公共団体固有の財源であり、地方税と並んで極めて重要な財源である。

今後、国の財政再建を目的とした更なる地方交付税の削減が実施されれば、地方自治の根幹をゆるがすとともに、住民サービスの大幅な低下を招き、地域の行政需要に応えるうえで重大な障害となることは明らかである。

よって、国におかれては、下記事項について実施されるよう強く要望する。

記

- 1 地方財政運営に支障を来すことのないよう、平成18年度以降における地方交付税の総額を確実に確保すること。
- 2 地方交付税の財源保障機能を縮小せず、地方交付税制度が果たす財源調整・財源保障の両機能を堅持し、その内容の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年10月4日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
経済財政政策担当大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

高金利引き下げに関する意見書

平成16年の自己破産申立件数は21万人を超えており、潜在的な破産予備軍と言われる人に至っては、100万人とも200万人とも言われている。

また、警察庁の統計によれば、平成16年中に約8千人の人々が経済的な理由で自殺しており、平成2年と比較すると実に約6倍となっている。

これらの破産、自殺の要因と考えられている多重債務問題の原因の一つに、貸金業者の高金利による過剰融資が挙げられているが、普通預金金利が年0.001%前後、公定歩合が年0.1%という超低金利状況の中、利息制限法の最高金利である年20%や、出資法の年29.2%という上限金利は大変な高利であり、明らかに市場において合理性を欠くものである。

さらに、出資法の特例規定により年54.75%という超高金利を適用することが許されている日賦貸金業者（日掛け金融）による被害も全国的に多発している。

また、電話加入権も実質的な財産的価値を失っており、電話担保金融の特例を認める必要性もなくなっている。

よって、国におかれては、国民生活における不安を解消し、その安定を図るため、下記事項について早急に実施されるよう強く要望する。

記

- 1 利息制限法の制限金利を市場金利に見合った利率まで引き下げること。
- 2 出資法の上限金利を、利息制限法の制限金利まで引き下げること。
- 3 貸金業の規制等に関する法律第43条のみなし弁済規定を廃止すること。
- 4 出資法に定める日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年10月4日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
法務大臣	
財務大臣	
金融担当大臣	}
内閣官房長官	

石川県議会

がん対策の推進強化を求める意見書

がんは1981年以降、我が国の死亡原因の第1位を占め、現在では死亡原因の全体の3割超にまで達している。そのため、国においては「対がん10カ年総合戦略」を展開し、その第3次総合戦略が昨年度からスタートしたところである。

多くのがん患者・家族が、日本のがん医療に不満をもっており、自分の命を救ってくれる医師を探してさまよう患者の姿を例えて“がん難民”とさえ呼ばれているように、病院や地域によって治療成績に大きな格差があるなどの課題が指摘されている。そのため、同戦略の中で、がん医療水準の「均てん化」が打ち出され、がんの罹患率と死亡率の激減を目指している。

国は今年5月、厚生労働大臣を本部長とするがん対策推進本部を設置したところであるが、がん医療水準の均てん化のみならず、がん専門医の育成、国民への適切な情報提供など、総合的ながん対策を強力に推進することが求められている。

よって、国におかれては、がん死亡率の激減を目指して、早急に下記事項を実施されるよう強く要望する。

記

- 1 地域がん診療拠点病院の整備及びがん治療専門医の養成・確保を促進することにより、がん医療水準の均てん化を推進すること。
- 2 有効性が証明されたがん検診の強力な推進及び受診率の向上を図ること。
- 3 地域がん登録の普及と精度の向上を図ること。
- 4 国内未承認薬の使用機会の提供及び安全確保のための着実な体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年10月4日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

耐震化促進のための施策の拡充を求める意見書

昨年10月の新潟県中越地震、そして今年3月、大地震発生の可能性は低いと言われていた福岡でも福岡県西方沖地震が起きるなど、最近、大地震が相次いでおり、いずれも多大な被害をもたらしている。さらに、今年7月の千葉県北西部地震では首都圏の交通網・通信網の脆弱さが露呈したところである。

大地震はいつどこで発生してもおかしくないことから、大地震への備えとしては、防災対策のみならず、大地震発生時に被害を最小限に抑える「減災」への取り組みが求められている。減災のために最も有効な対策が、住宅や建築物の耐震化である。その観点から本年6月、国土交通省の「住宅・建築物の地震防災推進会議」がまとめた提言では、住宅や建築物のそれぞれについて、今後10年間で耐震化率を9割にまで引き上げることとする数値目標を設定し、達成に向けた促進策が提示された。

国におかれては、「耐震化は時間との競争」であることを認識し、地震による人的・経済的被害を最小限に抑える耐震化促進のため下記事項について早急に実施されるよう強く要望する。

記

- 1 国土交通省が今年度から統合して用途を広げた耐震診断・耐震改修に係る補助制度及び今年度に創設した地域住宅交付金制度を全国に普及させるとともに、耐震改修税額控除制度を創設すること。
  - 2 耐震性が不十分な密集市街地の住宅に対する耐震診断の指示、正当な理由もなく改修の指示に従わない場合の建築物の公表、規模の大きな建築物に対する耐震診断や改修の義務付け及び改修命令など、耐震改修促進法等の制度の充実、強化を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年10月4日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
国土交通大臣 内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第6号

アスベスト対策の早急な実施を求める意見書

アスベスト関連製品を過去に製造していた事業所の従業員やその家族、周辺の住民が、アスベストが原因と見られる中皮腫や肺がんで死亡した事例が相次いで報告され、アスベスト被害に対する国民の不安は非常に高まっており、正確な情報を求める声が強くなっている。

また、アスベストが原因とされる健康被害を受けながら労災補償されていない労働者や、さらには被害を受けた家族や周辺住民からも救済を求める声が相次いでいる。

こうした中で、政府はアスベスト問題に関する関係閣僚会議を開催し、当面の対応として、今後の被害の拡大防止や国民の不安への対応、被害者救済のための新たな法的措置を講ずるなど、緊急に取り組むべき対策を明らかにしているが、国民の安全を確保し、被害者の救済を進めるための包括的な取り組みが求められている。

よって、国におかれては、国民の不安を払拭し、国民の安全と安心を確保するため、早急に各種対策を実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年10月4日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
文部科学大臣	
厚生労働大臣	
経済産業大臣	
国土交通大臣	
環境大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

道路整備促進に関する意見書

道路は、豊かな国民生活や活力ある経済・社会活動を支える基本的な社会資本である。本県の南北に細長い地理的制約を克服し、広域交流の推進により交流人口の増加を図るとともに、県内どこに住んでも快適な生活を可能にする県土ダブルラダー構想を実現するためには、道路整備をより一層推進しなければならない。

よって、国におかれては、平成18年度予算編成に当たり、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 国土の均衡ある発展と活力ある地域づくりを一層推進するため、高規格幹線道路や地域高規格道路及び国道・県道から市町村道に至る、体系的な道路網の整備並びに快適な道路環境づくりを推進すること。
- 2 道路特定財源については、受益者負担の原則を踏まえて広く国民、県民が期待する道路整備を強力に推進するために充てること。
- 3 安全・安心な生活の確保や経済活動の発展を支えるため、高速道路の整備を推進し、災害に対して、安全で信頼性の高い道路ネットワークの構築を進めるとともに、橋梁の耐震補強等の対策を推進すること。
- 4 地方の道路整備状況等を勘案して、地方の道路整備財源の確保に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年10月4日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
国土交通大臣		
内閣官房長官		

石川県議会